

# 第3期 令和5年度 事業報告書

(2023年3月1日～2024年2月29日)

公益財団法人公益事業支援協会

## 第1. 公益目的事業の実施について

### 1. 相談事業

当法人は、公益認定などに関する相談を、誰でも何回でも無料で行っています。第3期目に入り相談件数が多くなり、28件の法人及び個人から相談がありました。この相談のうち、新たに1件の法人について公益認定申請を行い、4件の法人について公益認定申請準備を進めております。第3期より、当法人の常設の研究室を無料で利用することができるようになり、誰でも読むことができる下記の書籍等を揃えました。

- (1) 公益法人に関係する書籍。
- (2) 公益認定申請に必要なマニュアルを作成し備え置く。
- (3) 公益認定を受けようとする法人が一般法人を設立した後公益認定申請をし、公益認定を受けるまでの一切の関係書類。

### 2. セミナー事業

令和6年2月17日午後2時30分から、下記の通りセミナーを開催しました。

#### 『公益認定法改正の概要』

<テーマ>

公益法人制度改革の立法趣旨と本年度改正予定の公益認定法改正案の趣旨とその背景

<講 師>出口 正之 <時 間>14時30分～15時30分

### 3. 懸賞論文募集事業

第3期は、懸賞論文のテーマを下記として募集しました。

『公益法人制度改革の目指した多くの法人が公益認定を受け、公益の増進を進めるという思想と現実の乖離について』

こちらの応募は2件でしたが、いずれもテーマと大きく離れた内容で、公益法人制度はどうあるべきかについて取り組んだ内容ではありませんでした。そこで、この2件については、審査の結果、入賞の水準に達しないということになりました。

これまで懸賞論文の募集事業を2年行ってきましたが、応募者が少なく、また応募者から出される論文の内容が、当法人の考える水準に達しないので第4期からこの事業を廃止することにしました。

### 4. 公益目的事業の追加申請

(その1)

令和5年3月28日、内閣府に対し、以下の事業を公益目的事業として行うことの申請し、同申請は同年11月18日、公益目的事業に追加することが認定されました。

ア. 調査研究事業

公益活動を行う組織の普及啓発を推進するため下記事項の調査研究を行う。

(調査研究内容)

- (1) わが国における公益活動を行っている組織・団体の歴史を調査研究(平安時代から現在に至るまで)
- (2) わが国における公益法人及び非営利法人に関する法制及び運営の研究及び諸外国における非営利法人法制及び運営の調査研究
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律・公益認定法の研究

- (4) わが国における大規模法人と中規模法人、小規模法人を分析し、どのような公益法人がどの規模でどのような公益活動を行っているか調査研究
- (5) 一般法人が公益認定申請をするときに必要な公益認定申請時にどの点に苦労しそれに対しどう対処しているかについての調査・研究
- (6) 公益法人の合併・解散についての調査・研究
- (7) その他「公益の増進」を推進するために必要な公益法人制度の調査・研究

#### (研究室の設置)

前記の調査研究をするため当法人内に公益法人研究室を設置する。研究室は以下の構成員により調査研究を行う。

##### (1) 研究室員

第1項の調査・研究をすることについて意欲と専門知識を有する者(学者・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士等の資格を有する者又はそれに準ずる者)が研究室の研究室員となって研究している。

##### (2) 研究員

公益法人制度について調査研究したい方は、当法人の個人会員として入会し誰でも研究員となることができる。研究員は、個人会費を支払う以外費用は不要である。公益法人に関して勉強したいとか、公益法人を設立して公益活動をしたいと思う人は、いつでも研究員になることができる。

#### (調査研究結果の公表)

調査研究結果はホームページ又は出版物により公表する。

### イ. 出版事業

公益活動を行っている組織・団体の法制及び運営の研究その他「公益の増進」を推進するために必要な公益法人制度に関し公益法人研究室で調査研究した成果を出版する。この出版は、出版社に依頼して出版し、当法人自ら書籍の頒布を行わない。

## (その2)

令和6年1月12日、内閣府に対し、以下の事業を公益目的事業として行うことを申請し、同申請は同年5月17日、公益目的事業に追加することが認定されました。

### ◎助成事業

公益活動を行う団体に対する下記の助成活動及び助成活動を促進する事業。

- ① 原則として公募を行い別に設ける助成金選考委員会の決定において助成を実施する。
- ② 民間公益活動の利点を生かす必要から、例外的に公募が行えない場合や緊急を要する場合等について、選考委員会において公募によらない形で助成を決定することができるものとする。
- ③ 原則として助成活動の成果を公表して、助成活動を促進する。

### 5. 出版事業

当法人の事業目的である公益事業を行う組織の普及啓発事業を行うため、小規模法人500法人及び助成財団900法人を紹介するガイドブックの出版の準備を行いました。今年の7月に出版する予定です。また、非売品として公益法人等に無料で配布するほか、図書館にも寄贈する予定です。

以上